「美・・・」 ダ

本件控訴を棄却する。

原判決中控訴人と被控訴人徳島県知事との間において控訴人に訴訟費用の負担を命じた部分を取消し、右両当事者間における訴訟費用は第一、二審共被控訴人徳島県知事の負担とする。

控訴人と被控訴人a町北部土地改良区との間の控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は原判決を取消す、被控訴人徳島県知事(以下被控訴人知事と略称する)が昭和二十六年十一月十九日になした被控訴人a町北部土地改良区(以下被控訴人改良区と略称する)の設立認可が無効なることを確認する、仮に右認可が無効ならずとすればこれを取消す、仮に右何れの請求も認容せられざるときは被控訴人改良区は控訴人に対し金二十万円を支払うべし、訴訟費用は第一、二審共被控訴人等の負担とするとの判決並びに金員支払の部分につき仮執行の宣言を求め、被控訴人等は主文第一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、控訴人において、被控訴人知事のなした被控訴人改良区の設立認可の申請を適当とする旨の決定に対しては昭和二十六年十一月下旬、土地改良法(以下単に法と略称する)第九条所定の異議申立をなしたるに拘らず、被控訴人知事はこれに対して何等の裁決をなさざりしものであると陳述し、被控訴人等において控訴人主張の異議申立の事実はこれを否認すると陳述した外、原判決摘示事実と同一であるから、茲にこれを引用する。

先づ控訴人の被控訴人知事に対する本件設立認可無効確認の請求について按ずると、被控訴人知事が被控訴人改良区の設立認可申請につき昭和二十六年十月十九日 たる適当とする旨の決定をなし、同年十一月十九日右設立の認可をなしたこと、被控訴人改良区の地区内に控訴人所有の原判決添付目録記載の土地が包含されていること、被控訴人知事が被控訴人改良区の設立認可をなすには控訴人主張の如き手続を要すること、被控訴人知事が昭和二十六年十月十九日付徳島県報に原判決添付第二別紙記載の文言を掲載して公告をなし、且つ右設立認可申請に関する書類の縦覧期間を同年十月十九日より同年十一月七日まで二十日間と定め、右県報にその旨登載公告したことは当事者間に争がない。

一控訴人は被控訴人改良区の設立認可の申請については法第八条第四項の公告を欠めし、原判決添付第二別紙記載の文言の前示県報による公告は本規定区の設立認可の前示県報による当定区のときる記述の申請を適当とする旨の決定をないたときは遅滞なり、また単に法第四項の規定とする当らの決定をない。また単に法第四項の規定によりであるの決定をないたことの記載ないことは当事者間に争がないところに当まる日本のであるののでないことはの論であるけれども、右とは近談のであるが適当なものでないことは勿論であるけれどもの公告が被控訴人の追認のように関連するものなることを知るに困難でなく、また法第八条第四項による記では、右公告は設立認可の申請に関する公告なる以上、申請を適当とするとのであるから、設立認可の申請に関する公告なる以上、申請を適当とする

の決定をなしたことの公告なることは自ら明らかであるといわなければならない。控訴人は右法律には第八条第四項の公告の外、第六条第四項の公告も存し、本件公告はその何れの公告なりや判明しないと主張するけれども、法第六条第四項(所定の専門的知識を有する技術者の調査報告書の提出ありたる場合にその旨を公告するものであつて、法第八条第四項の場合とは公告すべき内容を全く異にし、原判決添付第二別紙記載の如き文言の公告が法第六条第四項の公告にあらざることは明瞭公告の文言において稍妥当を欠くとしても、控訴人主張の如く法第八条第四項の方法の文言において稍妥当を欠くとしても、控訴人主張の如く法第八条第四項の方法の文言において稍妥当を欠くとしても、控訴人主張の如く法第八条第四項の方法の文言において稍妥当を欠くとしても、控訴人主張の如く法第八条第四項の方法の文言において前子の方法は採用しない。

よつて進んで控訴人の被控訴人知事に対する本件設立認可取消の請求について按ずると、控訴人は被控訴人知事のなした法第八条第四項の公告及び縦覧手続には前記の如き重大なる瑕疵が存在しこれを前提としてなされた設立認可は取消さるべきであると主張するけれども、控訴人主張の公告がその文言において妥当を欠いたとしても、法第八条第四項の公告と認めるに妨げないこと前記認定の如くである以上、公告手続に瑕疵ありとなすべきではなく、従つてこれと反対の見解に立つ控訴人の主張は採用し難い。

然しながら成立に争のない甲第十六号証、同第二十六号証乃至第二十八号証によれば、法第八条第四項所定の書類の縦覧期間を定めた前記公告を掲載した昭和二十六年十月十九日付徳島県報は、同月二十九日那賀郡羽ノ浦町役場、同郡平島村で場に到達し、控訴人居住地であり且つ前記書類の縦覧場所と定められた同郡坂野町 a るいは遅くも発送日とも二日内に到着すべきことは当裁判所の日に即別でするしたとで、「公司」を表述した日のに到着する。とは当裁判の日にと推認するしたと、「会て名詞を表述した日の、「会によりない。従って発送せられたものと推認すい。従っても、「の」)原、当審証人Hの証言によっては右記定を覆えずに足りない。従って第一報が坂野町役場に到達した日のを得ない。(従って第一報が坂野町役場に到達した日ので使かに満十日を存するに過ぎずれば、縦覧可能期間は同年十一月七日まで僅かに満十日を得ない。(総覧すれば、統覧の主に遺法のものとなさ着ものとしては、同条の立法連旨に徴して明らかである可もが、右規定を来さない。)そして法第八条第四項をもつて明らかであるが、前に、といると解すべきにあらざることは、同条の立法連旨に徴して明らかであるが、右規定は、同条の立法連旨に徴して明らかであるが、右規定は、同条の立法連旨に徴して明らかであるが、右規定は、同条の立法連旨に徴して明らが、対域に対しては、同条の立法連旨に徴して明らが、対域に対している。

然しながら成立に争のない乙第七、八号証、同第十号証乃至第十三号証、原、当審における証人G、同Fの証言、被控訴人改良区代表者本人L、同M尋問の結果及び弁論の全趣旨を綜合すれば、被控訴人改良区は法に基き農業経営を合理化し農業生産力を発展せしめるため、農地改良事業及びこれに附帯する事業を行い食糧増産

に寄与することを目的とし、a町北端に位し小松島湾に面する一団の低地をなす田 約六十町歩を地区とし、組合員百数十名を擁し、当初那賀川より引水せる栗本用水 及びこれに伴うかんがい施設の管理、地区内排水樋門、排水樋及びこれに伴う排水 施設の管理、地区内農道の管理を目的事業としたが、その後昭和二十七年一月十 日南海大地震に起因する地盤沈下の対策として農地嵩上及び区画整理を実施し、 大等これに反対して巨額の費用を投じて嵩上工事及び区画整理を実施し、組合員でに巨額の費用を投じて嵩上工事をの必要での組合認めるに反対の組合員では、 表土転換)をは一部を認められ、 を除いては、組合員では一部での記言、原、の書類の総覧期間が法定の を除いては、組合員では一部での記言、原、当時の書類の総覧期間が法定の の結果は採用し難いから、単に法第八条第四項所定の書類の総覧期間が法定由して本件認可を報当の期間に達せず、満十日に過ぎないとの一事を理の して本件認可を取消し、右認可が有効なることを前提として多数の農地、多して本件認可を取消し、右認可が有効なることを前提として多数の農地、の福祉に反するものといわなければならない。従つて控訴人の本件認可の取消をである本訴請求は行政事件訴訟特例法第十一条第一項によりこれを棄却すべきものる本訴請求は行政事件訴訟特例法第十一条第一項によりこれを棄却すべきもの。

次ぎに控訴人の被控訴人改良区に対する損害賠償の請求について按ずると、被控訴人改良区が当初嵩上工事及び区画整理をその事業計画中に掲げていなかつたと、被控表の後これら工事を新に事業計画として設定し、被控訴人知事の認可を得たことは当事者間に争がなく、不可以下のない乙第十乃至第十四号証及び原、当審における被控訴人改良区代表者理としたのない乙第十乃至第十四号証及び原、当審における被控訴人改良区が被控訴人改良区が新に地区農地の嵩上及び区画整理を制度の結果を綜合すれば、被控訴人改良区が新に地区農地の嵩上及び区画整理を事業計画として設定したのは同月二十五日、被控訴人知事が認可をなしたのは同月二十五日、被控訴人知事が認可をなしたのは同月二十五日、被控訴人のといるない。日第二十五号証、同第二十五号証、原審証人A、当審証人B、同日の証言、原、当審における控訴人本人尋問の結果中右認定に反する部分は採用しない。

そして原、当審における控訴人本人尋問の結果によれば、被控訴人改良区は被控訴人知事の認可前である同年四月初旬より控訴人所有の前記土地につき嵩上工事に着手し、同年五月中旬工事を終了したことが認められ、右認定に反する原、当審における被控訴人改良区代表者本人L尋問の結果は採用しない。

そして成立に争のない乙第十、第十一号証、原、当審における証人G、同Fの証言、被控訴人改良区代表者本人L尋問の結果、当審における証人Eの証言、被控訴人改良区代表者本人M尋問の結果を綜合すれば、被控訴人改良区の地区をなす農地の殆ど全部は昭和二十一年における南海大地震による地盤沈下のため、昭和二十七年四月頃は平均約三十糎の嵩上工事をなすにあらざれば、耕作可能の十五糎の水位に達せず、控訴人所有の本件農地についても略同様であること、控訴人所有農地の

みを除外して嵩上工事及び区画整理を施行することは不可能にはあらずとするも、 水路の付替等の関係上、技術的に著しく困難なるのみならず、控訴人所有農地を除 外するときは、右農地は池溜と化し、農地として利用不能となることが認められ、 右認定に反するが如き当審証人C、同Bの証言部分及び原、当審における控訴人本 人尋問の結果は採用し難く、その他控訴人の全立証をもつてするも右認定を覆へす に足りない。

従つて控訴人が当初から嵩上工事の不必要を強調し反対し続けていたとしても、 控訴人所有の本件農地にも嵩上工事及び区画整理の必要あること右認定の如くなる 以上、控訴人所有の本件農地も右工事によつて利益を受けるものといわなければな らないから、被控訴人改良区は法第六十六条第二項により控訴人所有農地をその地 区より除外すべきものではない。

区より除外すべきものではない。 以上認定の通りであるから、被控訴人改良区のなした嵩上工事の結果、所謂天地返し(表土転換)を必要とするに至り、これに必要なる労力なきため、控訴人所有農地の収穫が一時皆無となるに至つたとしても、これをもつて被控訴人改良区のなした違法行為に因る損害なりとして同被控訴人にその賠償を請求し得ないものといわなければならない。

然らば控訴人の本訴請求は結局全部排斥すべく、原判決はこれと結論を同じくするから、本件控訴は棄却を免れない。なおかくの如き場合に原判決の内、訴訟費用の負担に関する部分を変更し得べきか否かについては疑問がないではないが、控訴人の被控訴人知事に対する認可の取消の請求については、当裁判所は原審と異る見解即ち行政事件訴訟特例法第十一条第一項によつてこれを棄却すべきものとなすこと前記の通りであるから、右当事者間における第一審及び当審における訴訟費用は被控訴人知事の負担とするのを相当と認め、右限度において原判決中控訴人に訴訟費用の負担を命じた部分を取消すべきものとする。

よつて民事訴訟法第三百八十四条第一、二項に則り本件控訴を棄却し、控訴人と 被控訴人改良区との間の訴訟費用の負担については同法第九十五条、第八十九条を 適用し、控訴人と被控訴人知事との間の訴訟費用の負担については前記の如き見解 に従い主文の通り判決する。

(裁判長判事 前田寛 判事 太田元 判事 岩口守夫)